

米朝間における緊張形成要因についての考察 (1994-1999)

— ディフェンシブ・リアリズムの観点から —

崔 正 勲

目次

1. 序文
2. 分析枠組み：ディフェンシブ・リアリズム
3. 動機に対する認識の検証
 - 1) 北朝鮮の動機
 - 2) 米国の動機
4. 結語

1. 序文

本稿は1994年に形成された米朝枠組み合意以後、米朝間における緊張は維持・再強化された要因についてディフェンシブ・リアリズムの観点から検証することを目的としている。具体的には、まずはじめになぜ動機(Motives)に対する認識が緊張の変化において重要な要因であるのかを理論的に明らかにした後で、1998-99年における緊張強化を中心とする事例を用いながら枠組み合意以後における米朝間の動機と緊張の変化について考察していくこととする。

本稿では94年から99年までの米朝関係を研究対象とするが、その先行研究としては米国安保戦略といわゆるならず者国家の脅威との関連性を明らかにしたR. Litwak, *Rogue States and US Foreign Policy*, また小此木政夫編「金正日時代の北朝鮮」などがある。さらに米朝関係を抑止モデルに依拠して理論的に説明したものにV. Cha, *Hawk Engagement and Preventive Defense on the Korean Peninsula*がある。本稿の分析枠組みとなるディフェンシブ・リアリズムを用いて米朝関係を論じたものは少ないものの、代表的なディフェンシブ・リアリ

ストとしては R. Jervis, *Cooperation Under the Security Dilemma*, や C. Glaser, *The Security Dilemma revisited* がある。これら先行研究に対する本稿の独自性としては①朝鮮半島における緊張の形成と変化を国際関係・安全保障の理論に依拠し説明し, ②朝鮮半島における緊張形成のプロセスを米朝一方あるいは双方の拡大的動機を緊張形成の主要因であると指摘する抑止モデルではなく, ディフェンシブ・リアリズムの観点から説明した点にある。

2. 分析枠組み：ディフェンシブ・リアリズム

国際関係・安全保障理論を概観すると, 国家間において緊張が形成される要因としては, 大別して2つに集約される。第1に不確実性 (Uncertainty) による国家間の不信, 第2に国家行動における動機 (Motives) である。

まず第1に不確実性による国家間の不信が有力な緊張形成要因となるのは, 国際体系がアナキーという性質を帯びているがゆえに, 国民国家が自助体系にならざるをえない点に起因している。しかしここで重要なのは, この不確実性による国家間の不信だけが国家間の緊張の変化に作用しているのではないということである。歴史的事実を鑑みるに国家間の緊張には強化と緩和の局面が観察されるが, アナキーの普遍性を考慮すると不確実性だけでは緊張の程度の変化について適切に説明できないのである。

それではこの緊張の度合いの変化には, どのような要因が作用しているのであろうか。ここで注目されるのが, 第2の国家行動における動機である。

国家行動の動機に対する認識が拡大的か, 自衛的かによって国家間の緊張の程度が変化するのであるが, これには大別して2つの理論が存在する。1つは抑止論者が唱える抑止モデルである。抑止モデルに依拠すれば, システムの不安定化は抑止側あるいは被抑止側の拡大的動機と行動によってもたらされる。この代表的な理論の1つがオフェンシブ・リアリズムである。もう1つはディフェンシブ・リアリストが主張するスパイラル・モデルである。代表的なディフェンシブ・リアリストの一人である R. ジャービスがセキュリティ・ディレンマ (以下SD) を「ある国家の安全を強化しようという試みが, 他の国家の安全を低下させる時に起こる (状況)¹⁾」と定義したように, 各国が自国の安全のために取る行為が, 敵対的な意図の有無に関わらず相手国の安全を相対的に低下させ, 相手国の軍備拡張などの対抗措置をもたらす。このプロセスのスパイラルが緊張へと帰結するのである。このスパイラル・モデルに依拠すれば, システムの不安定化は拡大主義に基づかない抑止側の自衛的行動が被抑止側によって誤認されることにより危機へと発展しうる。

この抑止理論とスパイラル理論の比較において, 重要なのは2点ある。

第1に抑止モデルとスパイラル・モデル間における差異は, 動機に対する認識のギャップの

有無に表れる。抑止モデルでは敵対国の動機を主観に基づき拡大的であるという前提を絶対化しているために、相互認識のギャップの存在を認めていない。そしてこれに対抗して敵対国も抑止モデルに基づき相手国の動機が敵対的であるという認識を固定化すれば、緊張が一方向的に形成されていく（チキン・ゲーム/デッドロック）。一方でスパイラル・モデルにおいては、認識の主体である国家が敵対国を拡大的と認識していても、行動の主体である敵対国の動機自体は自衛的でありうることが想定されている。つまり、敵対国家の動機をめぐり拡大的と自衛的であるという認識のギャップが生まれることで緊張のレベルが変化するのである（囚人のディレンマ/スタグ・ハント）。

両理論間の差異はまた、政策の違いに顕著に表れる。抑止モデルは危機の形成は敵対国の現状打破を目的とした拡大的動機の具現化によってもたらされることを前提とし、現状維持のためにはその拡大的動機の具現化を強硬的政策をもって抑止しなければならないと主張する。したがって、抑止モデルでは自らの強硬的な意思を敵対国に歪めて伝えうる協調的行動は宥和として排除されるのである。

またこの比較において注意すべきポイントとしては、両理論は抑止側が被抑止側の動機を拡大的と認識しているものの、抑止モデルにおいては拡大的動機の具現化～すなわち行動を前提とすることで緊張が高まるのに対し、スパイラルモデルでは拡大的動機の具現化がなくとも抑止側と被抑止側の認識のギャップさえ生じれば緊張が強化されることである。例えば、抑止モデルの典型的な例としてWW2が挙げられるが、その原因であるナチスドイツはアーリア人種優越主義と東欧への領土拡張政策を保持すると同時に潜在的な地域覇権国になりうる国力をもって、ズデーデン地方の併合とポーランドへの侵攻という拡大的動機の具現化～すなわち拡大的行動に及んでいる。これに対し、スパイラルモデルの代表例であるWW1ではロシア軍の動員に対するロシアとドイツ間の認識のギャップが生じたことによって危機不安定性が高まったのである。

次に重要なのはスパイラル・モデルにおいて各国家が追及する安全には、純粋な生存だけでなく「余分の安全（Margin of Safety）」が含まれることである。C. グレーサーは安全には①生存の不安（Insecurity）と②より多くの安全を維持しようとする貪欲（Greed）の2つのレベルがあり、これらは混在すると指摘したように、国家は生存が保証された場合においてもより多くの安全を得ようとし、また獲得した安全を維持しようとする性質をもつ²⁾。この2つは異なったレベルにあるものの、現状維持を目的としている点において共通している。アナキーという国際体系の特質を踏まえた場合絶対的な安全は存在せず、それがゆえに常に最悪のケースを想定し、万が一に備えざるをえない国民国家において、自らの安全を高める手段を放棄することは容易ではなく、自らの優位を守ろうとするのがしごく自然でさえある。このよう

な前提に立てば、生存の脅威にさらされていないアクター（例：米国）でさえ安全を失う不安に苛まれ、それが動機となって戦略的選択を講じていくのである³⁾。ここで余分の安全の追求と拡大的動機の識別が困難ではないかという議論が存在するが、この判断基準の1つとしてはJ. Ikenberry が主張するように当該する国家行動が合法性（Legitimacy）を確保し、正当化するか否かが肝要である。換言すれば国家行動が国際秩序の安定を目的とし、多極主義（Multilateralism）に基づき制定された国際法や国連などの国際機構の枠内に限定されている限り、その合法性は失われず、したがってその国家行動は現状打破的な革命国家（Revolutionary States/Revisionist）であると断定することはできない。なぜならば、国際法に基づく国連決議などの国際的な取り決めは拡大的動機の具現化を明確に禁じており、それを遵守するということは拡大的動機の具現化の意思がないと解釈可能だからである。この際、領土拡張・併合といった行動が観察されるか否かが1つの尺度となるが、冷戦体制崩壊以後米朝ともに領土の拡張・併合は行われていない。

ただし、本稿において採用するディフェンシブ・モデルとR. ジャービスのそれとは若干の違いがあることを指摘しておきたい。前出のスパイラル・モデルは主にプロスペクト理論に基づき、心理的誘因が緊張形成をもたらすとするのに対し、合理主義者（Rationalist）であるJ. ファロンは自身のアプローチがネオリアリストのそれと重複していると明らかにしながら、なぜ動機に対する不確実性が生じるのかを説き、ディフェンシブ・リアリストであるC. グレーサーも昨今では合理性の観点から緊張の変化について論じている⁴⁾。本稿では合理的観点も踏まえたモデルを採用することとする。

これらを踏まえ枠組み合意の形成後、初めて醸成された1998-99年の危機は、拡大的動機あるいは自衛的動機に対する誤認のどちらの要因に起因するものであろうか。次章以降、米朝双方の①拡大的（現状打破）動機の具現化の可能性、②自衛的（現状維持）動機の有無を検証していくこととする。

3. 動機に対する認識の検証

1) 北朝鮮の動機

拡大的動機の検証

枠組み合意以後、1990年代後半において米朝間における緊張が維持・強化された要因としては、しばしば朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮）によるKEDO（朝鮮半島開発機構）供給協定において定められた履行義務の不履行が挙げられる。この不履行は北朝鮮の拡大的動機の表面化であり、それによって米国とその同盟国は枠組み合意の履行を断念せざるをえなかったという指摘である。例えば、日本外務省のホームページには「KEDOが軽水炉プロジェクト

トの終了を決定したのは、北朝鮮が KEDO と北朝鮮との間で結ばれた供給協定に定められた措置を履行しなかったため⁵⁾」と記述し、供給協定第 3 附属書に明記していた北朝鮮が履行しなければならない関連措置として：

- ① NPT の締約国の地位にとどまり、枠組み合意に定められた IAEA 保障協定の履行
- ② 黒鉛炉および関連施設の凍結とその継続のための IAEA 監視措置に対する全面協力
- ③ 新たな黒鉛炉および関連施設の建設を行わない

という 3 点を挙げている。しかし枠組み合意期限の前年である 2002 年に第 2 次核危機が起これ、枠組み合意に基づく軽水炉プロジェクトが破綻するまで北朝鮮は②と③を遵守していたことを鑑みると、争点となりうるのは①にある IAEA 保障協定の履行の部分である。この検証を進める上で鍵となるのは 1995 年 12 月に締結された KEDO 供給協定であるが、特に 5 点～第 3 附属書第 4、第 7、第 8、第 9 項、第 4 付属書第 5 項が重要である。なぜならこの 5 項目には枠組み合意に基づき、いつの時点で北朝鮮が KEDO 供給協定に定められている措置をとらなければならないかが明記されているからである。ここでは紙面の都合上、第 7 項のみを見よう。

「第 3 附属書第 7 項：北朝鮮は軽水炉の相当部分の建設が終了した後、しかし核心部品の搬入が終わる前に IAEA が必要であると判断するすべての措置を履行する。」

この第 7 項から伺いしれるように、上記で指摘した 5 項目は枠組み合意の履行段階において米国がまず先に「軽水炉の相当部分」の建設に着手する義務を負っていたことを示している。具体的には米国がリアシュアランス提供として軽水炉第 1 号機建設に先に着手し、相当部分の完成あるいは完成までの間に、北朝鮮が IAEA 保障措置協定の履行や黒鉛減速炉の解体など相互信頼醸成のための非核化措置を講じていくという取り決めがなされていたのであった。

では、米国側による軽水炉第 1 号機の相当部分の建設は履行されたのであろうか。

KEDO は 1997 年 8 月に軽水炉建設用地において、準備工事の着工式が挙行されるものの、実際に工事に着手したのは 2002 年 8 月軽水炉建屋基礎建設のためのコンクリート注入からであった。しかし、コンクリート注入作業を含む基礎工事は、第 3 付属書において定められている軽水炉事業の相当部分の完了に当たらない。なぜなら第 4 付属書で明記されているように、軽水炉第 1 号機の相当部分の完成とはタービンとモーターなどの非核部品の引渡し作業を含むものであるからである。以上のように軽水炉 1 号機の相当部分建設が完了していない段階において、枠組み合意における北朝鮮側の責務～IAEA 保障措置の履行は発生していないとみなすことができる。とすれば、米国とその同盟国が主張するように北朝鮮の拡大的動機によって、KEDO 供給協定が履行されなかったという論理は成立しない。

金倉里核疑惑とテポドン / 光明星 1 号発射

それでは次に、枠組み合意後初めて顕在化した 1998-99 年における危機を見てみよう⁶⁾。

1998 年 6 月、米国防総省傘下の国防情報局 (DIA) は金倉里核疑惑を米同盟諸国や議会の関連委員会に提起し始める。同年 7 月には疑惑の金倉里の地下核施設について公式の情報調査報告書が作成され、翌月の 17 日にはニューヨーク・タイムズ紙によってこの報告書の存在が明るみに出ることとなった⁷⁾。このスクープが同年 7 月中旬に発表された「米国に対する弾道ミサイル脅威評価委員会による報告⁸⁾」(以下ラムズフェルド報告書)、同年 8 月 31 日の北朝鮮から発射された飛翔体 (テポドン / 光明星 1 号 : 北朝鮮側は光明星 1 号という人工衛星と主張) とあいまって北朝鮮の脅威が一層かきたてられ、米国内外において北朝鮮へのピンポイント攻撃が取りざたされることとなる。これに対し同年 12 月朝鮮人民軍総参謀部代弁人声明にて戦争遂行の意思が示されることで緊張が決定的に高まるに至る。米国からすれば、枠組み合意を結んでいるのにもかかわらず、それを隠れ蓑に北朝鮮が核兵器能力を秘密裏に開発しているならば、それは北朝鮮の拡大的動機の具現化であり、現状打破的な意思を保有していると断ずるに十分であったろう。

しかしながら、これには議論の余地が存在する。まず金倉里核疑惑は事実ではなかった。米国代表団が 1999 年 5 月 18 日から 25 日まで現地調査を実施、翌月 25 日に米國務省が金倉里には一切の核関連施設が存在しないことを発表したことで、金倉里地下核施設に対する疑惑が明らかでない誤りであったことが判明したのである。これでは金倉里地下核施設が北朝鮮の拡大的動機の証拠であるという論理は成立しない。

次に北朝鮮から発射された飛翔体も、北朝鮮の拡大的動機の具現化の確固たる証拠であると証明されていない。いわゆるテポドン / 光明星 1 号発射について、米国とその同盟国側からは、弾道ミサイル実験であるという指摘がある一方で、北朝鮮は人工衛星の打ち上げ実験であると主張しているが、その是非は未だついていないのである。

これは弾道ミサイルとロケットが技術的にはほぼ同一のものであり、識別が困難であることに起因する。米国や日本からすれば、ロケットの技術は弾道ミサイルに転用可能なことを考慮すると潜在的脅威に違いなく北朝鮮の行動は拡大的であると認識されう一方で、北朝鮮の人工衛星の打ち上げ実験であるという主張も①いかなる国家も宇宙の平和利用の権利を有していること、②同ロケット (白頭山 1 号) のリヴィジョンであるロケット (銀河 3 号) が 2012 年 12 月光明星 3 号の打ち上げに成功していること、③弾頭の小型化と再突入に関する実験をしていないことを踏まえると、飛翔体実験は北朝鮮の平和利用のための宇宙開発の一環であり、それは自立的民族経済の威力と潜在力を示し、強盛大国の大門を開くのに必要であるという主張を完全に崩すことは困難なのである。以上のようにミサイルとロケットの技術の表裏一体性を鑑みると、飛翔体が拡大的に映るか自衛的に映るかは、当該国とそれを認識する国家との関係

の性質に依存するといえる。

自衛的動機の検証

またそもそも米国が懸念した「最悪の場合（Worst Case Scenario）」である北朝鮮による先制攻撃（脆弱性による戦争）の可能性が高かったのかについても疑問符がつく。北朝鮮は強硬的なレトリックで激しく米国を攻撃するものの1990年代を通じて、米国が懸念するような米国の同盟国に対する先制攻撃に踏み切っていない。これは非常に重要な事実である。なぜならば米朝関係が悪化するのに比例して北朝鮮による強硬的なレトリックが増加するにせよ、先制攻撃が観察されていないということは、北朝鮮の行動に合法性（Legitimacy）が失われていないことを意味するからである。換言すれば、これは多極主義に基づき他の主権国家への先制攻撃を不法とみなす国際法を遵守する意思が存在するということの表れであり、その合法性が失われていない限りその動機を拡大的と断定することはできない。これは1991年の国連加盟や、1993年に北朝鮮がNPT脱退声明を出すもののNPT体制に踏みとどまり、KEDO供給協定が履行される中でIAEAによる査察に合意し、寧辺における核開発の凍結を履行したことと軌を一つにする。また国家行動が拡大的動機か否かは、拡大的動機が侵攻などの具現化を伴った時のみ立証されるものであることを考慮すると、抑止モデルに基づく説明の妥当性が疑われるのである。

北朝鮮が先制攻撃に踏み切らなかった理由としては、まず当時の北朝鮮を取り巻く環境が北朝鮮に防御コストが攻撃コストを上回っていることを認識させるに十分であったことが挙げられる。後ろ盾であるソ連が崩壊し中国も韓国との国交を正常化する一方で、北朝鮮は唯一の超大国米国と依然敵対関係にあった。また米国が北朝鮮を抑止あるいは壊滅させるに十分な核兵器能力を保持している反面、当時北朝鮮が核兵器能力の保有に成功していないことは核実験、核弾頭の再突入実験を含めた弾道ミサイル実験を行っていないことから明白であった。この条件下において、仮に北朝鮮が先制攻撃をかけたとしてもその攻撃は米国の同盟国にしか及ばず、圧倒的な軍事力をほぼ無傷のまま保存した米国による反撃により、自身の体制が消滅させられることは自明の理であったといえよう。これは湾岸戦争の直接的な契機となったフセイン政権のクウェートへの先制攻撃に対する国際社会の対応と米国の圧倒的な軍事能力を目の当たりにすることによって、一層強く認識されたと思われる⁹⁾。この軍事力における自らの劣位に対する明確な認識とともに、M. オルブライト元米国务長官や安倍晋三首相が北朝鮮首脳部は非伝統的アクターのように非合理的ではなく、合理的思考が可能であると証言していることを踏まえると、合理的選択として北朝鮮が先制攻撃に踏み切る可能性はしごく少ないといえた¹⁰⁾。ましてや、枠組み合意を通じ相手国の動機が拡大的ではないことが確認された以後は、心理的誘因によって危機不安定性が増加することはなかった。

加えて冷戦体制崩壊後、北朝鮮が米国とその同盟国とのクロス外交を積極的に模索することで脅威を軽減し、体制を維持しようと躍起であった経緯を見ると、米国が先制攻撃態勢を整えない限り、北朝鮮自らが日本と韓国への拡大主義的行動へ出るとは考えにくかった。特に1994-99年当時において北朝鮮が先制攻撃によって拡大的動機を決定的に具現化させることは、紆余曲折を経てやっとのことでこぎつけた枠組み合意を自らの手で壊すことにつながる。このように当時、北朝鮮は、自らによる先制攻撃は、非合理的結果を招くとの十分な認識を有していたといえよう。以上を鑑みるに、北朝鮮の米国に対する強硬的レトリックは対米抑止に用いられているに過ぎず、その根本的動機は主に生存（現状維持）にあったと分類可能と考える。

2) 米国の動機

拡大的動機の検証

それでは次に米国の拡大的動機によって、1990年代後半において緊張が維持・強化されたという主張について検証してみよう。

冒頭で述べたように①米国がKEDO供給協定において定められた措置を履行しなかったことや、②北朝鮮の非難にもかかわらず米韓軍事演習を中止していないことは、北朝鮮側からすれば米国の拡大的動機の表面化であると見なすことも可能であろう。しかしながら、当時米朝間における軍事力の極端な非対称性を鑑みるに、米国はより直接的方法でその拡大的動機を具現化することが可能であった。換言すれば北朝鮮の対米抑止力の欠如、つまり①核能力が確立されておらず、かつ米国本土に直接到達可能かつ核弾頭装着可能なミサイルは存在しなかったこと、また②安保条約に基づく在日・在韓米軍という前方展開戦力の存在を鑑みると、米国は北朝鮮への先制攻撃も含めた軍事介入をしやすい環境にあったといえる。

さらにこの危機不安定性は北朝鮮の弱体化によってさらに高まっていた。

1994年7月金日成元主席の逝去によって内部的に動揺が生じたことに加え、同年には旧東側諸国に対して債務履行が停止され、また米国企業へのトウモロコシ・小麦の支払い代金8000万ドル分も滞り、輸出が停止されている¹¹⁾。1995年に洪水が生じると、北朝鮮の経済状況は公式的・対外的に「苦難の行軍」を打ち出すまでに逼迫することとなり、この経済状況の悪化に比例して、国際社会から北朝鮮への食糧援助が大幅に増加していく。

抑止モデルでは被抑止側が抑止側の抑止力の低下を認識する時、危機不安定性が増加すると主張するが、北朝鮮が抑止側、米国が被抑止側とすると、被抑止側である米国側が北朝鮮の抑止力の低下を認識するに十分であり、先制攻撃も含めた武力行使をしやすい環境が整っていたといえる。実際にクリントン政権は、北朝鮮の抑止力低下を認識していた。米国情報機関は1990年初期には北朝鮮の早期崩壊を予想しており、クリントン政権において大統領補佐官であったA.レイクは「北朝鮮経済は悪化の一途にあり、1～2年以内に北朝鮮の政権はもちろん、

体制も崩壊すると信じていた」と述べている¹²⁾。また2005年6月13日付けワシントンポスト紙においてのクリントン政権元高官の証言からもクリントン政権において、北朝鮮の弱体化認識として共有されていたことが察せられる¹³⁾。しかしながら、米国は北朝鮮との戦力格差と北朝鮮の極度の弱体化を認識しながらも、直接的な拡大的動機の具現化すなわち軍事介入というオプションを選択しなかった。なぜであろうか。

当時米国が軍事介入を採用しなかった理由について、1994年当時米国防長官を務めのちに北朝鮮に特使として派遣されたW. ベリーはその報告書の中で、米国とその同盟国は第2次朝鮮戦争に迅速かつ確実に勝利するであろうとしながら、北朝鮮の攻撃が日韓に駐屯する米軍と同盟国に人的・物的に甚大な被害をもたらしかねないがゆえに軍事介入は適切ではないと結論付けている¹⁴⁾。これらのいわゆる暴発の懸念は、最近機密解除された米国務省文書で明らかにされているように第1次朝鮮半島核危機当時、北朝鮮軍高官が先制攻撃に言及したことからも裏付けられているといえよう¹⁵⁾。たしかに①北朝鮮の対韓兵力の優位性とスカッドミサイルの存在、②北朝鮮から韓国首都ソウルの近接性、③原発の存在を考慮すると、北朝鮮の先制攻撃により同盟国における米国の被害が甚大なものになりかねない可能性があったことは否めない。しかしながら、この議論は北朝鮮が先制攻撃あるいは反撃をすることが可能であった場合のみを想定していることに注意しなければならない。米国がピンポイント爆撃などの先制攻撃によって北朝鮮の反撃手段をできる限り壊滅させることができれば、それに比例して被害は少なくなっていく。実際に湾岸戦争時、米国とイスラエルを筆頭とする同盟国は①イラクが大量破壊兵器を保有している可能性、②イラクからの米同盟国であるクウェート、イスラエルまでの近接性（イラク西部飛行場からテルアビブまで爆撃機で30分、スカッド・ミサイルで10分以下）、③原発が攻撃されるリスクを認識していたが、軍事介入に踏み切った。重要なのは、この結果である。米国のパトリオット・ミサイル（PAC-2）部隊が投入されたもののミサイル防衛システムが十分に機能していなかったのにもかかわらず、イラクのスカッドミサイル攻撃（移動可能なものも含む：計18回）によるイスラエルにおける死者は14名にとどまったのである¹⁶⁾。要するに北東アジアと中東における米国同盟国間の経済規模の差異はあるものの、当時のイラクと北朝鮮のおかれた戦略環境の類似性を考慮すれば、米国の軍事介入は全くの不可能であったわけではない。実際に米国は当時北朝鮮に侵攻するための「作戦計画5027」の更新を完了させていた¹⁷⁾。それにもかかわらず、米国は北朝鮮への軍事介入を選択しなかっただけでなく、さらなる弱体化～金日成元主席死去の直後には枠組み合意を結んだのであった。

抑止モデルに依拠し米国の拡大的動機によって緊張が強化されたと主張するならば「先制攻撃>リアシュアランス（枠組み合意）」という公式を成立させなければならない。しかし実際には前述のように米国首脳部によって早期崩壊論が共有されるほど北朝鮮は弱体化していた。抑止理論に基づけば、これは軍事介入が比較的容易な環境が整っていたことを意味する。それ

にもかかわらず、米国は明確な拡大的動機の具現化～軍事介入ではなく、枠組み合意（ギブ・アンド・テイクに基づいたリアシュアランスの提供）を選択した。この「先制攻撃くリアシュアランス」という選択は、米国の拡大的動機が緊張形成の主要因であるという抑止モデルの主張との矛盾に他ならない。

自衛的動機の検証

それでは、米国が「先制攻撃くリアシュアランス」という選択をするに至ったのはなぜであろうか。当時米国が枠組み合意に踏み切った主な要因は主に以下の3つである。

- ①北朝鮮による核能力保有を防ぎ、核拡散という脅威の種を刈り取ること
- ②危機不安定性を緩和することで韓国への先制攻撃を思いとどまらせること
- ③「早期崩壊論」を見極めるための時間の必要性

ここでは早期崩壊論を中心に米国の動機を分析していきたい。まず当時のクリントン政権が北朝鮮の早期崩壊の可能性について認識していたことについては、前述の当時の安全保障担当首席補佐官 A. レイクや第1次朝鮮半島核危機に際して交渉を担当した R. ガルーチ、J. ウィットらの証言から議論の余地はない¹⁸⁾。そしてこの早期崩壊論が①金日成元主席の逝去、②経済的疲弊によって加速されていく過程で、米国は新しい北朝鮮を見極める時間を必要とした。実際に、米情報機関は1994年8月当時、金日成逝去後、金正日の健康状態などの不安定要素により新体制の確立が遅れており、いまだ北朝鮮の対外政策が定まっていないとの分析を報告している¹⁹⁾。また R. リトワクは1994年のワシントンポスト紙の「米国首脳たちは北朝鮮の現政権の最終的崩壊を祈念して枠組み合意を入念に作り上げた。…すなわち、枠組み合意は、どう転んでも必ず彼らの政権が崩壊してしまうほどたっぷり時間をかけて履行する手はずになっているというのだ²⁰⁾」という報道を紹介しながら、早期崩壊論が枠組み合意が締結された動機の1つであったことを指摘している。このリトワクの見解に依拠すれば、枠組み合意には遅延戦術の側面があったことは否めない。これと関連して重要な事実として、クリントン政権が枠組み合意履行が遅れる公算が高いことを交渉妥結前に認識していた事である。具体的には、議会の承認問題が米朝において枠組み合意履行の最大の難問となることがあらかじめ認識され、枠組み合意の交渉の過程で議論されていたのである。例えば米国側は条約として上院に提出すれば、承認が難しくなるとして枠組み「合意」という形を取ることを提起し、一方で北朝鮮側は議会の反対によって、合意目標が達成されない可能性に対策を講じようとした。この妥協物として、クリントン大統領が最高指導者である金正日閣下と題して書簡を送り、その中で大統領として最大の権限を行使し、米議会の承認に基づき枠組み合意を誠実に履行することが表明されたのである。北朝鮮側はこの書簡を受理したあとも、議会問題においてより確実な保証を得ようと不満を表明したが、米国側は民主主義制度の中では大統領でさえも議会を無視できないと突っ

ばねた²¹⁾。このように米朝双方が枠組み合意の履行において、議会問題があらかじめ議論的になっていることに加えて、①中間選挙の日程が枠組み合意締結から約2週間後の1994年11月5日であったこと、②事前の世論調査から民主党が上下院ともに占めることが非常に困難なことが、クリントン大統領に知らされていたことから、クリントン政権が枠組み合意の履行の長期化の可能性を踏まえていなかったとは言い難い²²⁾。そして予想通り中間選挙で民主党は上下院とも大敗、共和党が過半数を占める「ねじれ」が生じることとなり、この予想されたねじれによって枠組み合意の米国による履行は遅延されるに至る。要するにクリントン政権は枠組み合意の履行過程で議会工作の難航に直面することを予想しながらも枠組み合意を結ぶことで、上記の①～③の目的を達成したのであった。

ただしこの早期崩壊論に基づく様子見戦術は、1996年から見直されていく。1996年12月の米上院情報委員会ではJ.ドイッチェCIA長官は、北朝鮮の未来について3つのビジョン～①韓国との戦争、②経済的困窮に起因する内部崩壊、③時間をかけた平和統一～を示しながら「どの方向に進むかは2、3年以内に決まる」と証言したが、これは枠組み合意当時に共有されていた早期崩壊論が覆されたことを意味する²³⁾。同年、クリントン政権は北朝鮮への食糧援助をはじめて決定したが、議会調査研究サービス局のラリー・ニクシュによるとこれは対北朝鮮政策の作戦上の想定を変更したことの表面化であるという²⁴⁾。この想定の変更をもたらしたものは何であろうか。それは北朝鮮の破綻といったハード・ランディングが①北朝鮮による韓国への攻撃、②南北統一コストの増加、③難民の流入などを引き起こす公算が高く、それによって米国を含めた関連諸国が被るであろう損失があまりにも大きいと試算されたからであった。この転換の結果、1997年からこの急激な変化を予防するための協議～4カ国協議が設けられることになる。

ここで興味深いのは、1996年の戦術上の転換がなされた動機と、枠組み合意が結ばれた動機の共通点として「現状維持」～直接的脅威ではない北朝鮮の維持が見出される点である。米国が枠組み合意を締結した動機は①核能力の凍結、核拡散の脅威の除去、②北朝鮮による韓国への先制攻撃といった朝鮮半島の現状を破壊する行為を予防するという面で現状維持的であり、1996年における早期崩壊論からの戦術的転換の動機も自然災害による経済的困窮が引き金となって北朝鮮が急激に崩壊する事態を防ぐという面で「現状維持>現状打破」であった。さらに言えば、米国の朝鮮半島における現状維持>現状打破は、冷戦体制崩壊以前の封じ込めにも通じる。米国の朝鮮半島政策の目的は、冷戦体制崩壊後も戦争が起きないように抑止することであり、これは冷戦体制崩壊に関わらず米国が韓国の兵力も含めた軍備増強を厳しくコントロールしていることから十分に察せられる²⁵⁾。

また米国の現状維持的動機を検証するにおいても、その行動が合法性（Legitimacy）を失っていないかを踏まえなければならない。まず1994-99年において、米国によるKEDO供給協

定で定められた履行は遅延されているものの、それ自体は国連憲章などに照らし合わせて明らかな不法行為とはいえない。そして米国とその同盟国による北朝鮮に対する直接的な軍事介入も観察されていないことで、その合法性は否定されうるものではない。したがって米国の対北朝鮮に対する動機が拡大的であるとは言い難い。しかしながら、1999年に米国主導の下 NATO 軍によるコソボ空爆が行われていることは注目に値する。人道的介入の錦の御旗の下 ユーゴスラビアへの空爆は行われたが、この合法性について物議が大いに醸されたことで、間接的ではあるが北朝鮮の生存の不安を煽ることとなった。

合理的選択としての現状維持>現状打破：余分の安全の確保

それではなぜ米国が北朝鮮の対米抑止力の極度の低下を認識したのにもかかわらず、現状維持的政策～リアシユアランス提供を完遂しないが、崩壊は防ぐ～を採用した要因は何であろうか。この答えは現状維持から得る効用が、現状が打破された場合の効用を上回るからであった。これについては余分の安全の観点から分析する必要がある。

冒頭で述べたように、アナーキーである国際体系の中で国家は生存が保証された場合においてもより多くの安全を得ようとし、また獲得した安全を維持しようと努める性質を有しているが、この心理は1極構造下における米国もその例外ではなかった。ソ連亡き後形成された米国中心の1極構造とは、米国と比肩しうる国力を持ちかつ自らの覇権を脅かしうる国家が存在しない国際環境であり、米国の安全がこれ以上なく確保された状態であったといえる。ゆえにマクナマラ、コープ元国防長官も軍事支出を半減しても米国は安全であるとまで証言し、米国防総省が冷戦後の新安保戦略を策定するに際し、ソ連に代わる仮想敵国を新たに設定する作業が難航したのである。しかしながら、米国は1極構造の出現と同時に冷戦時とは異なる不安に苛まれることとなった。すなわち余分の安全～冷戦体制崩壊後の自らに優位な状況をいかに維持するかというセキュリティ・パラドックスの克服が安保戦略上の新たな課題として浮上したのである。この観点から分析するに、北朝鮮の脅威が維持されることによって得られるメリットが米国には存在した。具体的には①同盟国であると同時に潜在的な地域覇権国である日本の自らへの依存を促進し、また②もう1つの潜在的な地域覇権国～中国との関係構築を有利に進められることであった。

同盟戦略上の必要性

第1に米国の遅延戦術が採用された理由は同盟戦略、特に対日政策の観点から説明可能である。米国が地域防衛戦略を遂行するにあたって既存同盟国の協力は不可欠であったが、かつてメッテルニッヒやウォルツ、キッシンジャーが敵を失った同盟は存在意義を失い維持されないと論じたように、ソ連という仮想敵国を失い米国とその同盟国との同盟関係は漂流しつつ

あった。

日本では金丸訪朝により米朝に先んじて日朝国交正常化交渉が前進し、また当時の駐日米大使を務め Mr. 外庄と呼ばれた M. アマコストは冷戦後、日本側が自立的動きを強めたことを証言している²⁶⁾。北朝鮮の脅威の消滅はこのような状況を決定的に悪化させる可能性があった。この反面、北朝鮮の脅威が維持されれば、米国に軍事的に依存している同盟国は否応にも米国との同盟を重視せざるをえない。とりわけ北朝鮮が核ミサイルをもっているかもしれないという疑念が残る環境下においては、核の傘を提供する米国への依存度がさらに高まることは明白であった。前出のアマコストは、米国安保戦略における同盟と朝鮮半島の関係性について以下のように述べている。

「…われわれの積極的な関与なしには、永続的な均衡はありえないのである。…日本との同盟関係のおかげで、米国はアジアの勢力均衡へ効果的、かつ確実に関与できる。もっと具体的に言うと、朝鮮半島の情勢が流動的であるだけに、日米同盟は米国の韓国に対する関与に信頼性を与え、日本の核保有を押さえ、さらに、他の勢力が拡張主義に走るのを抑制する力にもなり得ている²⁷⁾。」

要するに米国が韓国に関与し、日本の核保有を未然に防ぎ、さらに中国などの拡張主義の台頭を抑止するにおいて日米同盟は決定的な役割を担っており、その日米同盟の信頼性は「朝鮮半島の情勢が流動的である」がゆえに保たれているのである。そしてまた注目すべきは、この前段の文章である。「…われわれ（筆者注：米国）の政治的・経済的・そして安全保障上の利益を守るにはアジアでの安定した勢力均衡が必要なのである」と指摘する。ここから米国の東アジア戦略の目的は勢力均衡の再構築を伴う拡大よりも、オフショア・バランスングを通じて大国間における勢力均衡を保ち、自らに有利な現状を維持することに重点が置かれていることが察せられる。

また①北朝鮮の潜在的脅威を強調する過程で北朝鮮への過度の圧力により、先制攻撃に踏み切らせてしまっても自らの余分の安全を確保できない点²⁸⁾、加えて②北朝鮮の核保有が真に脅威となりうるレベルに達したとしてもまた同盟国において核ドミノが起ころうる点を踏まえると、米国にとって北朝鮮の脅威が適度に維持された状態が好ましい²⁹⁾。

対中政策上の必要性

次に北朝鮮の脅威は、中国との関係において優位を確保するために不可欠な部分であった。

米国にとって北朝鮮の脅威の消滅を目指す軍事介入は、1971年以降の「(対中) 関与が対決に逆戻り³⁰⁾」することで、自らの有利な国際環境を不安定にする事態を招きかねなかった。なぜなら、中国からすれば冷戦体制崩壊後も冷戦構造が残存している北東アジアにおいては緩衝地帯としての北朝鮮の戦略的価値に変化がなかったからである。具体的には1992年の韓中国

交正常化以後一時関係が悪化するものの、①地理的近接性と②1994-99年においては軍事的支援条項を含む朝中友好協力相互援助条約（1961年締結）が依然有効であることを踏まえると、中国が軍事介入するリスクが高かった。

また経済的要因も中国の介入リスクを高めた。1992年鄧小平による南巡講話以来、改革開放を通じて経済発展を成し遂げることが第3の核心的利益と定められ、その実現のために北東アジアの平和と安定が不可欠な要素となったからである。また米国の軍事介入により大量の北朝鮮からの難民が中国東北部に押し寄せることになれば中国の経済的、社会的負担が増加する事態が想定された。これらを踏まえ、実際にDIAは第1次朝鮮半島核危機に際し、米国が軍事介入すれば中国は鴨緑江を渡るという報告書を作成・提出している³¹⁾。米中衝突という最悪のケースは米財政再建に取り組んでいたクリントン政権からすれば、この事態は何としても避けたい事案であった³²⁾。

さらに当時のクリントン政権は、天安門事件以来ギクシャクしていた米中関係を経済協力の深化を通じて改善しようと努めていた。例えば1993年中国の最恵国待遇延長の決定権を議会から行政府に移し米中貿易関係深化への一步を踏み出して以来、米中間の貿易は明らかに増加傾向にあり、1990年後半はこのさらなる増加のための交渉～中国のWTO加盟問題と米中原子力協定交渉の大詰めの時期に該当した³³⁾。1997年には江沢民元総書記訪米において米国は米中原子力協定の有効化に同意し、1999年11月には中国のWTO加盟に合意している。このクリントン政権の動向を踏まえると、対中関与政策を水泡に帰すおそれのある北朝鮮への軍事介入は極力避けざるをえなかったといえよう³⁴⁾。実際に、クリントン政権は中国を極力刺激しないという方針を1995年2月の段階ですでに打ち出していた。J. ナイ元国防次官補の主導の下で作成された東アジア戦略報告I（EASR-I）の中でBURのアジア太平洋地域における10万人規模の前方展開戦力の維持を踏襲するとともに、対中関係の拡大を明確にする一方かつ中国への敵視政策、封じ込め政策はしないと明記している。

以上のように冷戦体制崩壊後、当時クリントン政権が対中関与に努めていることを鑑みると、中国の核心的利益に関わる緩衝地帯において拡大的行動をとることは困難であったといえよう。ただ中国とのWin-Winの関係を築くことが至上命題であったとしても、万一中国をめぐる国際環境が変化した場合への備えが不要となるわけではない。中国の経済的勃興が不可避である以上、将来中国が拡大的行動にでるかもしれないという懸念は払拭できず、それを抑止する態勢の構築が必要であった。実際に米国はQDR1997（4年毎の国防計画）において、2015年までは米国は安全保障上の絶対優位を保持していると予想しながら、地域的脅威として予測できない脅威（イラク・イラン・北朝鮮）とともに2015年以降の潜在的脅威として中国を挙げている。ここで問題は経済的協力関係を深化させている中国に対し、表立って抑止態勢を構築することを極力避けなければならない点であった。いかに中国との摩擦を生じさせないまま、

対中抑止態勢を構築するか。結果的に米国はこの問題を北朝鮮の脅威が維持されることで解決していくこととなる。

1998-99年の危機とミサイル防衛

米国はこの日米同盟の強化と対中抑止態勢の構築を MD というツールによって同時並行的に実行していく。そしてこの米国の東アジアへの MD 導入において、重要な転換点となったのが 1998-99 年の危機であった。当時の緊張の強化が MD 推進を多に促進したことは、テポドン / 光明星 1 号発射後、議会の過半数を占めるある共和党議員が「これでよかった。…NMD（筆者注：国家ミサイル防衛）はいただいた³⁵⁾」と述べたことから容易に見て取れる。

MD はレーガン政権において推進された戦略防衛構想（SDI）に端を発し、冷戦体制崩壊後はブッシュ（父）政権が SDI を修正、GPALS として推進する。クリントン政権下においては 1994 年 5 月国防総省は「核不拡散と不拡散防止活動とプログラム報告」を発表、地域的脅威に対応するため先制攻撃を可能とする拒否的抑止力の構築を目指し、戦略防衛構想局（SDIO）が弾道ミサイル防衛局（BMDO）に改編されることとなり³⁶⁾、これと並行して北朝鮮が地域的脅威の 1 つとして 1993 年 9 月 BUR と大統領指令 13 号（PDD13）の中で数えられることとなった³⁷⁾。しかし表 1 を参照すると、クリントン政権下において MD 関連予算は削減傾向にあることがわかる。1994 年からテポドン / 光明星 1 号の発射があった 1998 年まで、クリントン元大統領が要求した MD 関連予算は年々削減傾向にあり、過去最高であった 1993 年予算（54 億ドル）と 1998 年（26 億ドル）を比較すると約 51.8% の削減となっている。

表 1 米国ミサイル防衛関連予算資料（単位：10 億ドル）

	FY93	FY94	FY95	FY96	FY97	FY98	FY99	FY00
予算請求	5.4	3.8	3.2	2.9	2.8	2.6	3.6	3.3
下院認可	4.3	2.7	2.8	3.5	3.5	3.8	3.7	3.7
上院認可	4.3	2.8	2.8	3.4	3.7	3.6	3.5	3.7
下院配分	4.3	2.8	2.8	3.5	3.5	3.7	3.4	3.6
上院配分	3.8	2.8	2.8	3.4	3.7	3.6	3.4	3.9
予算認可	3.8	2.8	2.8	3.5	3.7	3.7	3.5	3.7
予算配分	3.8	2.8	2.8	3.4	3.7	3.8	3.5	3.6

（出典）米ミサイル防衛庁資料から筆者作成

このように第 1 期クリントン政権は当時議会の過半数を占めていた共和党が 2003 年を期限とする MD 開発を強力に推進していたこともあり MD 自体について拒否はしないものの³⁸⁾、MD 計画を本土防衛のための国家ミサイル防衛（NMD）と地域防衛を兼ねる戦域ミサイル防衛（以下 TMD）に分離し、TMD に力点を置いて推進することで MD 関連予算を極力抑制する傾向が

あった。クリントン政権がTMDを優先したのは①ABM条約の破棄を必要としなかった点³⁹⁾、②CIAが作成したNIE-95が米国本土を脅かす脅威の存在に懐疑的であった点、③中国とロシアなどの反対、④NMDと比較し開発が比較的容易、⑤クリントン政権の経済優先志向、が挙げられる。しかしながら、1998年の北朝鮮による飛翔体発射によってNIE-95の脅威評価に疑問符がつき始め、クリントン政権は共和党、国防総省に譲歩をせざるをえなくなっていく。1999年2月には当時のテネットCIA長官が米上院軍事委員会にてテポドン2が改良されれば米本土も射程に入りうると証言し、これを受けてクリントン政権はNMD計画に対してより多くの予算を配分せざるをえなくなると同時に、前回拒否権を行使したNMD法案が上下院を通過することとなった。上記の表1を見ると、テポドン/光明星1号発射以後初めてとなった1999年度予算請求において、クリントン元大統領はMD関連予算を前年比約38%増加させている。加えて1999年1月にはMDに関する以後5年分の予算配分に66億ドルの追加予算を計上、12月にも22億ドルを追加計上している⁴⁰⁾。結局、クリントン政権は2000年9月にNMD配備を次期政権に委ねると発表したものの、クリントン政権期におけるMD開発・配備上の進展が、次期ブッシュ政権におけるMD政策推進の有益な土台となっていく。

またここで重要なのは、このMD推進問題は米国内にとどまるものではなく、冷戦後のグローバル化に対応するための米国安保・同盟戦略の再編と密接に関係していたことである。北朝鮮の脅威を抑止する目的の下に東アジアにMDを構築・配備するためには、同盟国、特に日本の協力が必要不可欠であった。つまり「…TMDはガイドラインと同じように、計画立案、装備調達、協議、運用などを2国間で行うことによって、作戦レベルおよび支援のレベルで両国の行動を統合する効果を持つ⁴¹⁾」のであり、このMD推進による同盟関係の強化によって、米国の同盟戦略上の懸念を緩和する効果が期待できたと見える。この日本の米国MD計画への協力もまた、1998年の金倉里核疑惑・テポドン/光明星1号発射騒動が契機となり拍車がかかっていった(表2参照)。

表2 1998年の北朝鮮による飛翔体発射後の日本におけるMD推進

1998.8	KEDO推進のための分担金10億ドルの拠出を確約する署名を見送ると同時に、人道的食糧支援、そして日朝国交正常化交渉を取りやめ。またMD開発のための日米共同研究への参加を決定
1998.9	日米安全保障協議委員会(2プラス2)において日米が合同でMDに関する技術研究を行っていくことを発表し、翌日には海上配備型上層システム(NTWD)に関する合同研究を始めることで合意
1998.12	4基の情報収集衛星を2002年度までに導入することを閣議決定
1999.4	米国防総省は東アジアTMD構想に関する報告書を発表、日本のTMD協力に対し4つの選択肢が示され、これを受けて日本は海上発射型迎撃ミサイルを装備可能なイージス艦の導入を決定
1999	朝鮮半島有事に対処するために制定された新ガイドラインに基づいて周辺事態法を含む新ガイドライン関連法案が可決され、日本がMD開発・配備に参入する法的基盤が整備される

(出展) 筆者作成

この一連の日米間におけるMD推進過程においては、その大義名分として朝鮮半島有事が一貫して掲げられている。この観点から北朝鮮の脅威の維持はデメリットよりもメリットとして働いたといえよう。

一方でMDは米国の対中戦略においても非常に重要な位置を占めていた。

共和党を中心としたMD推進派が中国の核ミサイルの老朽化などに起因する誤射に対応するためにもMDが必要であると指摘する中で、前述のようにクリントン政権はMD導入が中国との抑止関係に大きな変化をもたらすがゆえに①中国からの激しい反発が予想されるNMDではなくTMDのみを推進し、②台湾が求めるパトリオットミサイル(PAC3)とイージス艦の供与を見送るなどの配慮を示すことで、できる限り中国との摩擦を避けようとした。しかし一方の中国は米国によるMD配備に対しては、一貫して懸念を示している。なぜならば第1にMDは中国の核ミサイルに依拠した最小限抑止戦略の効果の低下をもたらす恐れがあったからである。ちなみに米国がNMDではなくTMDのみを導入したとしてもNTWDが追加的に諸条件を満たせば中国の戦略ミサイルも迎撃可能であることを踏まえると、中国側の疑念が晴れることはなかった。また第2にTMDは中国にとって核心的利益である台湾との統一問題に不利益をもたらす可能性があり、最後に軍拡競争を招来する可能性が高く、中国の経済戦略の遂行を妨げるのが明白であった。これらを鑑みると、当時米国が自らの国益のみを考慮して強引にMDを推進すれば、米中間の軋轢が拡大するのは不可避であったといえる。いかに中国を刺激しないかたちで、対中抑止態勢の整備を進めるか。このディレンマの最適解として、結果的に米国は北朝鮮の脅威に備えるためにMDが必要であるという論理を組み立てたのであった。

以上のように余分の安全の確保まで踏まえると、米国にとって現状維持政策を採用する利得が現状打破的政策によって得られるそれを上回ると結論付けられるのである。

4. 結語

本稿では1990年代後半における米朝間の緊張の形成要因について分析した。結論的には抑止論者が主張するような米朝双方の拡大的動機に基づく行動を示す決定的な証左を観察することはできなかった反面、両国の自衛的動機を表す事象を検証することで動機に対する認識のギャップの存在が確認された。この認識のギャップを踏まえると、1990年代後半における緊張レベルの変化は、ディフェンシブ・リアリズムによってより適切に説明可能であると考えられる。具体的には①北朝鮮の生存を目的とした現状維持的行動や崩壊が米国の戦略的観点から余分の安全を脅かしようとして認識され、米国は北朝鮮の核開発や暴発を阻止するため枠組み合意を締結するとともに、1996年以後は北朝鮮のハードランディングを防ぐため食糧支援に踏み切るなど現状維持に努めていく。一方で②米国の現状維持的行動もまた北朝鮮からも完全に拡大的ではないという確信が得られなかった結果、朝鮮半島における緊張は維持・再強化されるに至る。第1次核危機と比較すると、先の緊張形成は主に情報不完備による心理的圧迫によって生じたのに対し、1998-1999年の危機は枠組み合意を通じ双方が相手国の動機の自衛性を認識していた点を勘案すると、その緊張の形成には双方の合理性がより強く作用した。換言すればコミットメントの信頼性を双方が疑い合理的観点から現状維持的な行動をとった結果として、米朝間の動機に対するギャップが維持また拡大されたのである。米国は①北朝鮮の拡大的動機の具現化、特に核開発のモラトリアムを本当に順守しているのかについて疑い、②自らの余分の安全を失う不安から損失を防ぐ合理的選択として現状維持的政策を採用した。この反面、北朝鮮は米国によるリアシュアランスの提供が遅れたことなどから米国には依然拡大的行動というオプションがあるのではないかという疑念に苛まれることで、合理的観点から現状維持のための行動に踏み切っていく。

このように枠組み合意以後①米朝双方に決定的な拡大的動機の具現化は見られず、行動の主体の認識とその行動を認識する受け手側の認識の間にギャップが存在することが確認され、かつ②依然双方が共通の利益よりも自らの国益（安全）の損失を防ぐことに合理性を見出すことで米朝間の緊張が維持・再強化がもたらされたことは、当時の米朝関係が一種の囚人のディレンマに陥っていたことを示唆しているといえよう。

注

- 1) R. Jervis (1978), "Cooperation under the Security Dilemma", *World Politics*, 30 (2) : 167-214, p.169.
- 2) C. Glaser (1997), "The Security Dilemma Revisited", *World Politics*, 50 (1) : 171-201, pp. 189-193.
- 3) この状態をセキュリティ・パラドックスという。土山実男『安全保障の国際政治学：焦りと做り』有斐閣 (2004), 88 ページ

- 4) J. Fearon (1995), "Rationalist Explanations for War", *International Organization*, 49 (3), pp.379-414. また C. Glaser (2010), *Rational Theory of International Politics: logic of Competition and Cooperation*, Princeton University Press (2010)
- 5) 外務省, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/kedo/index.html>, 最終アクセス: 2013年6月3日
- 6) W. Perry は 1998-99年の危機を朝鮮戦争から数えて4番目の朝鮮半島核危機であると指摘している。W. Perry (2006), "Proliferation on the Peninsula: Five North Korean Nuclear Crises", *ANNALS* (607, September), pp. 82-83
- 7) D. ドン・オーバードファー (菱木 一美) 『二つのコリア: 国際政治の中の朝鮮半島』共同通信社 (2007), 478-483 ページ, また林東源 (波佐場清) 『南北首脳会談への道』岩波書店 (2008), 224-230 ページ
- 8) ラムズフェルド報告については, 林 (2008), 224-225 ページ
- 9) 北朝鮮は米国の核兵器能力について冷戦時代より核恐喝として一貫して批難している。『朝鮮平和擁護全国民族委員会備忘録』, 朝鮮中央通信 <http://www.kcna.co.jp/calendar/2013/03/03-08/2013-0308-011.html> (最終アクセス日: 2013年5月18日)
- 10) Interview with M. Albright by J. Lehrer (10. 30. 2000), http://www.pbs.org/newshour/bb/international/july-dec00/albright_10-30.html, Accessed 5. 26. 2013, また安倍晋三 『美しい国へ』文藝春秋 (2006), 59 ページ
- 11) A. ナチオス (2002), 『北朝鮮: 飢餓の真実』, 53 ページ
- 12) 林 (2008), 202 ページ
- 13) G. Kessler, Washington Post, "South Korea Offers to Supply Energy If North Gives Up Arms" (7/13/2005), <http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2005/07/12/AR2005071200220.html>, (Accessed 10/3/2012.)
- 14) W. Perry, "Review of United States Policy Toward North Korea: Findings and Recommendations", Oct. 1999, p. 6
- 15) National Security Archives, "DPRK: Hoping for Best, Bracing for Worst", <http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB421/docs/19940329.pdf>, (Accessed 5. 26. 2013)
- 16) ベニー・ミハルソン 『湾岸戦争とイスラエルのミサイル防衛』 (1999), 防衛研究所戦史研究年報 (2) <http://www.nids.go.jp/publication/senshi/pdf/199903/10.pdf> より引用 (最終アクセス日: 2013年5月17日)
- 17) D. オーバードファー (2007), 365 ページ
- 18) I. A. Lake, *6 Nightmares*, little, Brown and Company (2002), pp. 206-207, ii. J. Wit, D. Poneman and R. Gallucci, *Going Critical*, The Brooking Institution (2005), p. 257
- 19) US Department of State Bureau of Intelligence and Research, "DPRK: Slow-Motion Succession (A Cable Unclassified)"
- 20) R. リトワク (佐々木洋) 『アメリカ「ならず者国家」戦略』窓社 (2002), 340 ページ
- 21) D. オーバードファー (2007), 416 ページ
- 22) 世論調査に関しては B. クリントン, 『マイライフ クリントンの回想録 下巻』, 朝日新聞社 (2004), 251 ページ。またガルーチらは議会との交渉が困難であることは予想されていたと証言している。J. Wit, D. Poneman and R. Gallucci (2005), p.336
- 23) 小此木政夫, 『金正日時代の北朝鮮』, 日本国際問題研究所 (1999), 2 ページ
- 24) R. リトワク (2002), 340-341 ページ

- 25) D. オーバードーフアー (2007), 368 ページ
- 26) M. アマコスト『友か敵か』読売新聞社 (1996), 126-130 ページ
- 27) 同上, 321 ページ。
- 28) D. オーバードーフアー (2007), 367-369 ページ
- 29) 適度な状態とは核兵器能力の保持が疑惑にとどまり脅威は残るが, 実質的には経済的に困窮し全面戦争を遂行できない状態といえる。
- 30) W. ベリー (1999), 6 ページ
- 31) R. Wampler, *Foreign Policy*, "Will Chinese Troops Cross the Yalu?" (4.13.2013), http://www.foreignpolicy.com/articles/2013/04/11/will_chinese_troops_cross_the_yalu, (Accessed 5. 26. 2013)
- 32) D. オーバードーフアー (2007), 369 ページ
- 33) 同上, 381 ページ。また米中 WTO 交渉の詳細については中達啓示『中国 WTO 加盟の政治経済学』早稲田大学出版部 (2011)
- 34) S. シャーク『中国～危うい超大国』日本放送出版協会 (2008), 362-365 ページ
- 35) D. オーバードーフアー (2007), 480 ページ
- 36) S. Climbala, *Clinton and Post-Cold War Defense*, Praeger (1996), pp. 61-62
- 37) *Ibid.*, p. 59
- 38) R. リトワク (2002), 73-74 ページ
- 39) TMD と ABM 条約の関係については, 森本敏編『ミサイル防衛』日本国際問題研究所 (2002), 69-70 ページ
- 40) 森本 (2002), 112 ページ
- 41) M. グリーン, P. クローニン編『日米同盟 - 米国の戦略』勁草書房 (1999), 177 ページ

(崔 正勲, 立命館大学大学院国際関係研究科博士課程後期課程)

The North Korean Nuclear Crisis Revisited from the Perspective of Defensive Realism (1994-1999)

D.P.R. Korea (North Korea) declared for the first time that it was a nuclear-armed state in its Constitution Revision in Apr. 2012. While some may argue that it is doubtful whether North Korea possesses nuclear weapons, the claim seems plausible considering Dr. S. Hecker's account of witnessing the presence of approximately 2000 centrifuges (PT-2) used for an Enriched-Uranium Program (EUP) when visiting the Nyongbyon nuclear site, North Korea, in Nov. 2010. North Korea's statement on its possession of nuclear weapons appears increasingly convincing, knowing that North Korea has conducted nuclear tests three times, and a couple of mid-range missile/rocket tests, since the end of the Cold War. I would like to reexamine the Nuclear Crisis over the Korean Peninsula from 1998 to 1999, which was caused by false information supplied by the DIA, a US intelligence agency, on the secret nuclear facility that North Korea was believed to have built, and the missile/rocket launch that North Korea carried out. This paper presents that the cause of re-escalation of tension between US and North Korea, even though they agreed to a framework at Geneva in 1994, can be found in terms of the Spiral Model of Defensive Realism: a security dilemma inevitably takes place when nation states choose self-defense-oriented actions, regardless of other's perceptions on them, because firstly, uncertainty of the counterparts' behavior and secondly, gaps between the perceptions in counterparts' motives, are inadvertently expanded.

(CHOI, Jung Hoon, Doctoral Program in International Relations,
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

